

(目的)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うとともに、地域における住民生活に必要な公共交通の確保その他旅客利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスを実現するため、延岡市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を宮崎県延岡市東本小路2番地1に置く。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 地域公共交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 地域公共交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 地域公共交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第5条 会長及び副会長は、次条第1項の規定に基づき、委員となるべき者の中から、これを選任する。

- 2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(協議会の委員)

第6条 協議会の委員は次に掲げる者とする。

- (1) 延岡市長又はその指名する者
 - (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
 - (3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者
 - (4) 一般社団法人宮崎県バス協会
 - (5) 一般社団法人宮崎県タクシー協会
 - (6) 住民又は利用者の代表
 - (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
 - (8) 道路管理者、延岡警察署、学識経験者その他の協議会が必要と認める者
- 2 協議会は、前項の規定に係わらず、委員の協議によって委員を追加できるものとする。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集し、会長が議長となる。

- 2 会議の議決の方法は、会議出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

- 4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、意見等を求めることができる。
- 5 前4項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(書面会議)

- 第8条 会長は、緊急を要する場合、感染症等の拡大により対面による会議の開催が困難な場合又は軽微な事項で会議を招集する必要がないと認めるものについては、書面により報告し、又は可否を求めることにより、会議の開催又は議決に代えることができる。
- 2 前条第2項の規定は、前項の議決について準用する。この場合において、同項中「会議出席委員」とあるのは「書面により回答した委員」と読み替えるものとする。
 - 3 会長は、前項の議決結果について、委員に書面で報告するものとする。

(協議結果の尊重義務)

- 第9条 協議会で協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(事務局)

- 第10条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。
- 2 事務局は、延岡市地域・離島・交通政策課に置く。
 - 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
 - 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

- 第11条 協議会の運営に要する経費は、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

- 第12条 協議会に会長が指名する監査委員を2名置く。
- 2 協議会の出納監査は、会長が指名する監査委員によって行う。
 - 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

- 第13条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

- 第14条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

- 第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成21年2月24日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年8月24日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年6月28日から施行する。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年8月26日から施行する。

令和6年度延岡市地域公共交通活性化協議会委員名簿

規約第6条の構成区分	役職名等	氏名	備考
(1)延岡市長又はその指名する者	延岡市企画部長	吉岡 修	会長
	延岡市健康福祉部長	児玉 欣也	
	延岡市企画部地域・離島・交通政策課長	姫田 明範	副会長
	延岡市健康福祉部健康長寿課長	池田 修	
	延岡市商工観光文化部観光戦略課長	松井 宏紀	
	延岡市北方総合支所地域振興課長	斧 伸春	
	延岡市北浦総合支所次長兼地域振興課長	黒木 幹生	
	延岡市北川総合支所地域振興課長	戸高 智徳	
(2)一般乗合旅客自動車運送事業者	宮崎交通株式会社代表取締役社長	高橋 光治	
(3)一般貸切(乗用)旅客自動車運送事業者	一般社団法人宮崎県タクシー協会延岡支部長	稲垣 浩孝	監事
	株式会社あさひ観光バス代表取締役	斉藤 隆	
(4)一般社団法人宮崎県バス協会	一般社団法人宮崎県バス協会専務理事	上平 賢一	
(5)一般社団法人宮崎県タクシー協会	一般社団法人宮崎県タクシー協会会長	吉本 悟朗	
(6)住民又は利用者の代表	延岡市区長連絡協議会会長	森口 正輝	
	延岡市しょうがい者大輪の会理事長	甲斐 直義	
	延岡市さんさんクラブ連合会会長	宮本 良治	
	延岡市PTA連絡協議会副会長	高須 陽子	
	のべおか男女共同参画会議21会長	土井 裕子	副会長
	北方地域活性化協議会会長	甲斐 幹弘	
	北浦地域活性化協議会会長	猪股 信彦	監事
	北川地域活性化協議会会長	井本 厚徳	
	九州医療科学大学学生部長	三宮 基裕	
(7)宮崎運輸支局長又はその指名する者	国土交通省九州運輸局宮崎運輸支局長	天野 重信	
(8)一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	宮崎交通株式会社労働組合延岡支部長	黒田 淳一	
(9)道路管理者	国土交通省延岡河川国道事務所長	島川 浩一	
	宮崎県延岡土木事務所長	山下 明男	
	延岡市都市計画部土木課長	松下 典生	
(10)延岡警察署	宮崎県延岡警察署交通課長	櫛山 敬信	
(11)学識経験者	国立大学法人大分大学経済学部門教授	大井 尚司	
(12)関係団体等	九州旅客鉄道株式会社延岡駅駅長	菊池 建次	
	日豊汽船株式会社代表取締役	岸上 照夫	
	延岡市介護支援専門員連絡会	工藤 洋美	
(13)宮崎県	宮崎県総合政策部総合交通課長	河村 直哉	

延岡市地域公共交通活性化協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、延岡市地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第12条の規定に基づき、延岡市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 協議会の予算は、国からの補助金、延岡市からの負担金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会に諮るものとする。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

4 会長は、第2項の規定により、予算が協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに延岡市長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第3条 会長は、会計年度の途中において、予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに協議会に諮るものとする。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第4項の規定を準用する。

(予算区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充用)

第5条 歳出予算の流用及び予備費の流用は、延岡市財務規則の例によるものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、次回の協議会までに協議会に報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れをして管理するものとする。

(協議会出納員)

第7条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続)

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、延岡市財務規則の例により行うものとする。

2 協議会の出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調製し、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、規約第11条の規定に定められた監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により協議会の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに延岡市長に送付しなければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表第 1 (第 4 条関係)

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入

別表第 2 (第 4 条関係)

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

延岡市地域公共交通活性化協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、延岡市地域公共交通活性化協議会規約第9条の規定に基づき、延岡市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項。

(職員等)

第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、延岡市地域・離島・交通政策課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、延岡市地域・離島・交通政策課の職員をもって充てる。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りではない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、延岡市において定められている文書の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

- 2 協議会の公印の保管、取扱い等については、延岡市において定められている公印の取扱いの例による。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

名 称	形 状	書 体	寸 法 (ミリメートル)	用 途	個 数	管 理 者
延岡市地域 公共交通活 性化協議会 会 長 之 印	角印	隸書体	21×21	会長名をもって 発する文書	1	事務局長